

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の解散認可……………一
 - ………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
 - 建築基準法による一団地の区域……………一
 - ………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……………一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
 - ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………三
 - ………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………三
 - 生活保護法による介護機関の指定……………四
 - ………(福祉保健局生活福祉部保護課)……………四
 - 指定納付受託者の指定……………五
 - ………(産業労働局観光部振興課)……………五
 - 河川区域の変更による廃川敷地等……………五
 - ………(建設局河川部指導調整課)……………五
- 告示 (選)**
- 政治団体の届出……………七
 - 政治団体の届出事項の異動の届出……………三
 - 政治団体の解散の届出……………五
 - 資金管理団体の指定の届出……………六
 - 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………九
 - 資金管理団体の取消しの届出……………三

公告

- 開発行為に関する工事完了……………三
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………三
- 都市計画事業の事業計画の変更……………三
- ………(建設局公園緑地部計画課)……………三
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………三
- ………(水道局)……………三
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………三
- ………(同)……………三
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業休止……………三
- ………(同)……………三

告示

●東京都告示第二百七十号
 都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 第四十五条第四項の規定に基づき神田練堀町地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。
 令和五年三月二十日
 東京都知事 小池百合子

東京都告示第二百七十一号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二十二号) 第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。
 令和五年三月二十日
 東京都多摩建築指導事務所長

名取 伸明

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
- 対象区域の地名地番 認定年月日
- 東大和市清原一丁目一番一、同番二、令和五年二月九日
 千二百番五十、千二百十三番一、同日

番二、同番四から同番九まで、千二百二十一番一から同番三まで、同番八から同番十五まで、千二百二十三番二、千二百三十六番二、千二百七十番四から同番九まで、千四百七十七番二から同番四まで、千四百九十九番二、清原二丁目一番、同番二から同番五まで、千二百十三番三、千二百二十一番四から同番七まで、千二百二十二番三、千二百二十三番三、千二百二十六番二、千二百二十七番二、千二百三十六番六、千二百三十九番二、千二百四十番二、千二百四十一番二、千二百六十八番四、千二百七十四番四、千二百八十二番五、千二百八十三番二、千二百八十四番六、千二百九十三番二、千二百九十四番二、千二百九十五番二、千二百九十八番二、千二百九十九番二、千三百番二、千三百八番三、同番四、千三百十二番五から同番七まで、同番十、同番十一、千三百二十番二、千三百二十二番二、千三百六十六番五、千三百七十五番二、千三百八十八番四、清原三丁目一番一から同番九まで、千三百七十番二、同番三、同番十一、同番十二、千三百七十六番二、千三百九十五番二、千四百七十七番一、同番四、同番五、千四百一十一番二、清原四丁目一番一から同番二十まで、二番一から同番三まで、四番十七、千三百十二番三、千三百二十三番二、千三百二十四番二、千三百四十二番二、千三百四十三番二、千三百四十五番二、千三百四十六番二、千三百四十七番二、千三百七十番八から同番十三まで、千三百七十七番二、千三百七十八番二、千三百七十九番二、千三百八十一番二、千三百八十二番二、千三百八十三番二及び千三百八十六番三並びに東村山市富士見町二丁目三番二十五、

同番二十六及び同番二十九

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦町四丁目六番三号)

●東京都告示第二百七十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月二十日

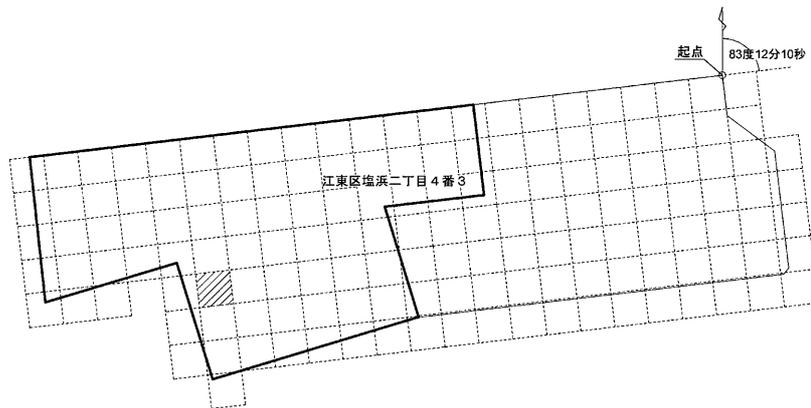
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区塩浜二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八條第五項第十二号に該当する。

別図



- 凡例
- 単位区画
 - 筆境界
 - 変更範囲
 - //// 形質変更時要届出区域(規則第58条第5項第12号に該当する区域)

【格子の回転角度(83度12分10秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心にして、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】
 起点は、江東区塩浜二丁目4番3の最北端とする。

●東京都告示第二百七十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第千四百三十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月二十日

東京都知事 小 池 百合子

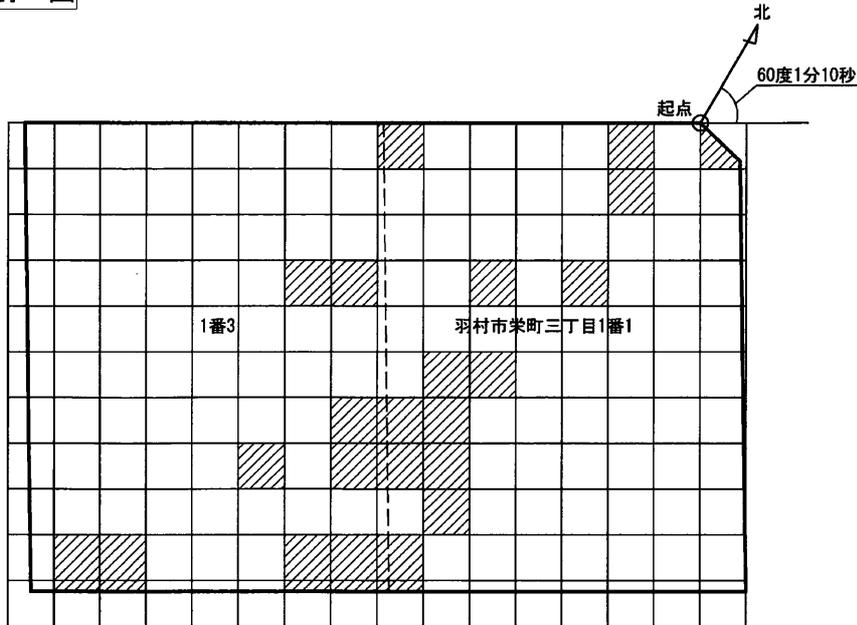
一 指定を解除する区域 別図のとおり（羽村市栄町三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【格子の回転角度(60度1分10秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起 点】

起点は、羽村市栄町三丁目1番1の最北端とする。

【凡 例】

- 調査対象地
- 筆境界
- 単位区画
- ▨ 指定を解除する区域

●東京都告示第二百七十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年三月二十日

東京都知事 小池百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1332081602	医療法人社団ウイスタリア歯科クリニック	東京都練馬区田柄5-23-16 ヴィラ・ウイスタリア101	医療法人社団ウイスタリア歯科クリニック	東京都練馬区田柄5-23-16 ヴィラ・ウイスタリア101	居宅療養管理指導	令和4年11月1日
1332081602	医療法人社団ウイスタリア歯科クリニック	東京都練馬区田柄5-23-16 ヴィラ・ウイスタリア101	医療法人社団ウイスタリア歯科クリニック	東京都練馬区田柄5-23-16 ヴィラ・ウイスタリア101	介護予防居宅療養管理指導	令和5年2月1日
1330384883	藤岡 信	東京都港区白金台3-16-8 クレール白金台2階B室	藤岡デンタルクリニック	東京都港区白金台3-16-8 クレール白金台2階B室	居宅療養管理指導	令和4年11月1日
1330384883	藤岡 信	東京都港区白金台3-16-8 クレール白金台2階B室	藤岡デンタルクリニック	東京都港区白金台3-16-8 クレール白金台2階B室	介護予防居宅療養管理指導	令和5年2月1日
1342056687	ライフ・ケア株式会社	東京都練馬区富士見台2-35-25 グリーンコーポ101	キタ薬局	東京都練馬区富士見台2-35-25 グリーンコーポ101	居宅療養管理指導	令和4年11月1日
1342056687	ライフ・ケア株式会社	東京都練馬区富士見台2-35-25 グリーンコーポ101	キタ薬局	東京都練馬区富士見台2-35-25 グリーンコーポ101	介護予防居宅療養管理指導	令和5年2月1日
1344351318	有限会社学園薬局	東京都小平市喜平町3-2-5-104	学園薬局 小平団地店	東京都小平市喜平町3-2-5-104	居宅療養管理指導	令和5年1月1日
1344351318	有限会社学園薬局	東京都小平市喜平町3-2-5-104	学園薬局 小平団地店	東京都小平市喜平町3-2-5-104	介護予防居宅療養管理指導	令和5年2月1日
1342056869	株式会社むさしの薬局	東京都中野区弥生町2-3-4	むさしの薬局 中杉通店	東京都練馬区中村3-17-5	居宅療養管理指導	令和5年1月1日
1342056869	株式会社むさしの薬局	東京都中野区弥生町2-3-4	むさしの薬局 中杉通店	東京都練馬区中村3-17-5	介護予防居宅療養管理指導	令和5年1月1日
1310827402	飯島 治	東京都千代田区一番町4 ノア一番町601	いいじまホームクリニック	東京都江東区亀戸1-13-12-703	居宅療養管理指導	令和5年2月1日
1310827402	飯島 治	東京都千代田区一番町4 ノア一番町601	いいじまホームクリニック	東京都江東区亀戸1-13-12-703	介護予防居宅療養管理指導	令和5年2月1日
1332081248	医療法人社団スマイルライフ	東京都練馬区光が丘3-9-2	医療法人社団スマイルライフ 光が丘歯科	東京都練馬区光が丘3-9-2 IMA南館2階	居宅療養管理指導	令和5年2月1日
1332081248	医療法人社団スマイルライフ	東京都練馬区光が丘3-9-2	医療法人社団スマイルライフ 光が丘歯科	東京都練馬区光が丘3-9-2 IMA南館2階	介護予防居宅療養管理指導	令和5年2月1日

●東京都告示第二百七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年三月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定納付受託者の名称及び所在地

(一) 三井住友カード株式会社

江東区豊洲二丁目二番三十一号S M B C豊洲ビル

(二) 株式会社ジェーシービー

港区南青山五丁目一番二十二号青山ライズスクエア

二 指定納付受託者に納付させる歳入の内容

旅行業法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十号）第二条に規定する手数料及び通訳案内士法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十一号）第二条に規定する手数料

三 指定日

令和五年三月二十日

●東京都告示第二百七十六号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図書は、令和五年三月二十日から起算して二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 河川の名称

多摩川水系一級河川野川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和五年三月二十日

三 廃川敷地等の位置

世田谷区鎌田一丁目二百二十七番二及び同番二地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

別図表示のとおり

別図

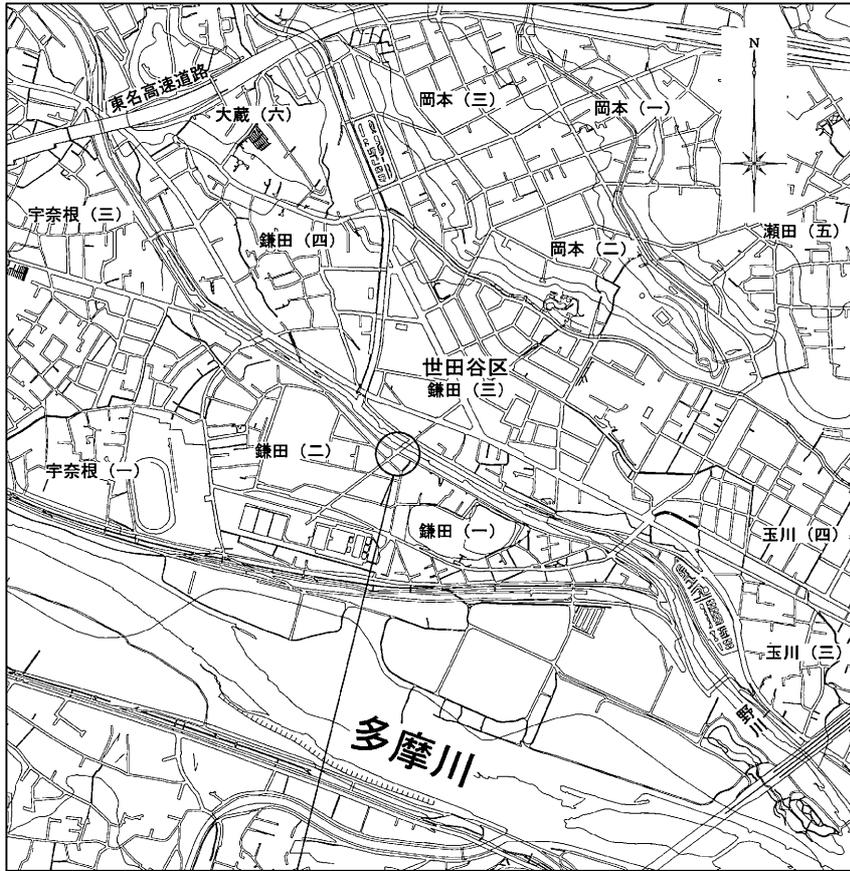
多摩川水系一級河川野川廃川箇所図

世田谷区鎌田一丁目地内

廃川敷地等 (河川管理施設を含む。)

廃川面積 五・七〇平方メートル

案内図



廃川箇所

鎌田二丁目

二二八の二

二二七の四

二二七の三

二二七の七

二二七の二

世田谷区
鎌田一丁目

野川

水道橋



1 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都荒川区第十七支部	水谷 由季	岩田 忠雄	荒川区南千住5-21-14	R4. 11. 21	○
自由民主党東京都大田区第四十一支部	天坂 大介	永原 良憲	大田区北千束2-11-8	R4. 11. 7	○
自由民主党東京都渋谷区第三十五支部	齋藤 美空	本郷 一璃	渋谷区本町5-11-4	R4. 11. 8	○
自由民主党東京都渋谷区第三十六支部	岡田 美保	松倉 邦雄	渋谷区恵比寿2-19-9	R4. 11. 14	○
自由民主党東京都渋谷区第三十七支部	塩澤 好貴	佐藤 花夏	渋谷区上原3-40-4	R4. 11. 21	○
自由民主党東京都中央区第十五支部	原田 賢一	三輪 繁	中央区月島4-3-17	R4. 11. 16	○
自由民主党東京都八王子市第四十支部	長谷川 順子	高麗 茂樹	八王子市上柚木2-112-31	R4. 11. 15	○
自由民主党東京都港区第四十一支部	間瀬 法美	川田 亜紀	港区台場1-1-2	R4. 11. 14	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
あおきひとみ後援会	青木 仁美	吉川 公磁	新宿区山吹町366-1	R4. 11. 1
Action調布	尾辻 義和	尾辻 隆子	調布市八雲台2-20-8	R4. 11. 17
麻生ひろしげ後援会	麻生 裕重	麻生 裕重	台東区台東2-12-6	R4. 11. 28
新しい風の会	渋谷 博文	槻谷 幸英	多摩市桜ヶ丘1-33-10	R4. 11. 21
天野雄太後援会	天野 雄太	溝口 誠	大田区鶴の木3-2-17	R4. 11. 4
石原せいじ後援会	石原 誠二	石川 幸子	世田谷区世田谷1-29-14	R4. 11. 17

●東京都選挙管理委員会告示第十四号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六

告 示（選）

条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和五年三月二十日

東京都選挙管理委員会

岩崎さやこ後援会	岩崎	明子	岩崎	明子	東久留米市学園町1-9-26	R4.	11.	29
ウエスト東京21	坂井	和彦	坂井	和彦	西東京市西原町4-5-41	R4.	11.	2
後谷ちほ後援会	後谷	千穂	後谷	千穂	目黒区下目黒3-6-15	R4.	11.	9
えごし雄一を励ます会	江越	雄一	片桐	英樹	千代田区富士見1-2-19	R4.	11.	25
江戸川区の未来を考える会	中野	遍理	中野	遍理	江戸川区西小岩4-6-28	R4.	11.	1
太田真也後援会	太田	真也	井川	彩果	渋谷区本町6-32-1	R4.	11.	21
大谷としき後援会	大谷	俊樹	大谷	俊樹	国立市富士見台3-2-4	R4.	11.	10
大月たけひろ後援会	大月	健弘	大月	健弘	荒川区町屋3-14-1	R4.	11.	11
おおひら一博後援会 おおひら一博とハビネスあふれる 社会を創る会	大平	一博	高岡	有美香	新宿区西早稲田2-8-33	R4.	11.	21
オール台東	堀越	秀生	堀越	千枝子	台東区台東3-6-4	R4.	11.	22
岡野げんき後援会	岡野	徹樹	岡野	美希	荒川区南千住2-31-6	R4.	11.	14
小部山よしのり後援会	小部山	吉則	小部山	惠	渋谷区幡ヶ谷2-8-10	R4.	11.	7
かいまりこ後援会	甲斐	麻莉子	尾関	吉巳	墨田区錦糸2-4-6	R4.	11.	2
かてな真樹とまんまるの会	嘉手納	真樹	伊藤	結	昭島市昭和町2-7-14	R4.	11.	10
奏でる未来の会	上田	奏	半田	志野	渋谷区代々木2-37-15	R4.	11.	4
金子ひとみ 励ます会	金子	ひとみ	三田	修	羽村市小作台4-7-12	R4.	11.	17
川崎よしとも後援会	川崎	善友	早田	大作	福生市熊川1393	R4.	11.	25
川畑あやこ後援会	川畑	綾子	川畑	健介	文京区小日向2-3-6	R4.	11.	10

希望未来	若尾 喜美江	佐藤 正一	八王子市めじろ台3-19-14	R4. 11. 14
木村さちこ後援会	佐藤 佐知子	佐藤 佐知子	台東区上野3-14-2	R4. 11. 24
こいでまあり後援会	小出 眞亞里	黄 丹翔	目黒区中根2-14-16	R4. 11. 8
KOGANEI 21	関 薫子	関 昭彦	小金井市本町6-13-15	R4. 11. 11
国民健康家族の会	末吉 辰満	末吉 千佳	大田区東糀谷2-8-7	R4. 11. 17
子どもたちのみらいを応援する会	長嶋 真由美	長嶋 真由美	大田区南久が原2-10-3	R4. 11. 9
齋藤尚哉後援会	齋藤 尚哉	齋藤 尚哉	北区赤羽南2-3-11	R4. 11. 28
斉藤りか後援会	齋藤 利華	速水 潔	杉並区清水3-18-8	R4. 11. 25
佐藤あい後援会	佐藤 愛	佐藤 浩章	足立区梅田7-11-3	R4. 11. 8
佐藤じゅんやを励ます会	佐藤 順也	宮原 義彦	練馬区大泉学園町4-13-15	R4. 11. 11
沢田えみこ後援会	澤田 恵巳子	澤田 大侅	品川区大井4-5-2	R4. 11. 22
自治市民	渡邊 由紀子	笹谷 正明	杉並区松ノ木3-30-2	R4. 11. 16
市民参加の市政をつくる会	加藤 了教	木村 成道	小金井市前原町3-40-1	R4. 11. 17
白石さと美後援会	白石 さと美	小林 徹生	港区麻布十番1-11-16	R4. 11. 22
仁公会	仁平 公昭	仁平 公昭	足立区舎人5-5-3	R4. 11. 24
吹田ひでとし後援会	吹田 英駿	吹田 英駿	練馬区中村3-34-5	R4. 11. 25
鈴木美香後援会	鈴木 美香	鈴木 美香	千代田区四番町9-8	R4. 11. 11
鈴木ゆみ後援会	鈴木 由美	金田 忠世	大田区仲六郷1-37-7	R4. 11. 1

墨田げんき応援団	阿部 喜見子	岡本 正紀	墨田区立花4-1-8	R4. 11. 25
関薫子後援会	関 薫子	関 昭彦	小金井市本町6-13-15	R4. 11. 11
たかはし純後援会	高橋 純	高橋 純	練馬区関町東1-7-12	R4. 11. 28
高橋まさみを励ます会	高橋 政美	桜田 誠	小平市小川町1-2267-20	R4. 11. 4
田中えりかの会	田中 エリカ	田中 エリカ	千代田区六番町6-4	R4. 11. 1
タナカヒロシ後援会	田中 裕史	田中 裕史	中野区白鷺2-13-31	R4. 11. 9
田原よしゆき後援会	田原 佳幸	山田 恵一	板橋区大山東町54-7	R4. 11. 16
玉正さやかとはつらつ会議	玉正 彩加	木田 彩	八王子市本町3-4	R4. 11. 7
中央区のこれからを考える会	川畑 善智	川畑 美子	中央区東日本橋1-11-14	R4. 11. 18
調布ミライ政策会議	磯邊 隆	尾辻 義和	調布市菊野台3-53-115	R4. 11. 17
土本かんた後援会	土本 貫太	土本 貫太	世田谷区野沢1-16-17	R4. 11. 4
出口佳代を後援する会	出口 佳代	今田 元	三鷹市深大寺3-4-16	R4. 11. 14
寺嶋たけし後援会	寺嶋 壮志	寺嶋 壮志	国分寺市東恋ヶ窪2-3-1	R4. 11. 1
都民ファーストのあだちを創る会	佐藤 愛	佐藤 浩章	足立区梅田7-11-3	R4. 11. 8
都民ファーストの会あかねがくぼ舞後援会	茜ヶ久保 舞	茜ヶ久保 公二	杉並区荻窪4-20-18	R4. 11. 9
西崎ふうかと歩む会	西崎 風香	西崎 風香	豊島区池袋3-3-3	R4. 11. 2
沼田亮後援会	渡邊 弘樹	沼田 協子	調布市菊野台2-57-3	R4. 11. 4
根本ゆう後援会	小林 悠	小林 礼	港区台場1-3-4	R4. 11. 24

ねりま経政クラブ	百川 一郎	若尾 夏世	練馬区平和台3-23-14	R4. 11. 30
野口なかお後援会	野口 中央	野口 中央	府中市押立町2-30-1	R4. 11. 21
長谷川まゆみ励ます会	長谷川 真弓	森川 修二	青梅市河辺町1-906-4	R4. 11. 15
はまよう子を励ます会	濱 陽子	勝 伸一郎	目黒区鷹番2-17-20	R4. 11. 2
林あきこ後援会	黒飛 亜妃子	黒飛 浩行	江戸川区清新町1-1-1	R4. 11. 14
原めぐみ後援会	原 恵	原 恵	三鷹市下連雀3-21-8	R4. 11. 28
春山あすか後援会	春山 明日香	春山 剛	千代田区平河町2-4-16	R4. 11. 30
藤原ろくろう後援会	藤原 緑朗	持田 貴之	練馬区谷原2-12-10	R4. 11. 4
堀川まさひろ後援会	堀川 昌裕	堀川 勝代	江東区東陽3-7-11	R4. 11. 1
本多たかまさ後援会	本多 敬正	本多 敬正	大田区千鳥3-9-5	R4. 11. 2
美座たかあき後援会	美座 孝明	宗像 大介	昭島市朝日町4-12-6	R4. 11. 9
みずいしあきら翠明会	水石 明	岡崎 猛	三鷹市下連雀1-2-27	R4. 11. 4
宮田よしひと後援会	宮田 義人	佐々木 隆大	府中市片町2-24-2	R4. 11. 8
みんなで作る私たちのちよだ	濱森 香織	濱森 憲一	千代田区麴町3-4-50	R4. 11. 24
みんなで作ろう楽しい杉並	久水 勝人	久水 勝人	杉並区堀ノ内1-27-5	R4. 11. 22
森嶋あつひろ後援会	森嶋 厚博	小島 恵理	八王子市高尾町1596-13	R4. 11. 28
森田てつや後援会	森田 伸子	森田 民哉	福生市熊川528-1	R4. 11. 30
やつだこうじ励ます会	八田 康二	木村 勝一	清瀬市野塩3-39-13	R4. 11. 4

矢野けいた後援会	矢野 桂太	里澤 大二	渋谷区代々木4-50-8	R4. 11. 7
弓矢じゅん後援会	弓矢 潤	上平 昌秀	台東区寿3-21-8	R4. 11. 11
吉田まさとし後援会	吉田 政利	吉田 圭子	三鷹市牟礼2-11-17	R4. 11. 28
渡辺まさひろ後援会	渡邊 真大	渡邊 アサミ	練馬区貫井1-39-2	R4. 11. 21
渡辺ゆきこと市民のひろば	渡邊 由紀子	笹谷 正明	杉並区松ノ木3-30-2	R4. 11. 16

備考 従来、おおひら一博後援会おおひら一博とハピネスあふれる社会を創る会は千葉県選挙管理委員会に届出がされていたが、東京都選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

●東京都選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七
 条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が
 あつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次と
 おり公表する。

令和五年三月二十日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党新宿総支部	古城 将夫	主たる事務所の所在地	新宿区大京町2-4	新宿区大京町2-2-3	R4. 9. 17
公明党立川総支部	福島 正美	主たる事務所の所在地	立川市錦町1-1-3-26	立川市高松町2-2-6-14	R4. 7. 1
		代表者の氏名	福島 正美	伊藤 幸秀	R4. 7. 1
公明党町田総支部	小磯 善彦	会計責任者の氏名	山下 哲也	園城 由久	R4. 11. 16
社会民主党小金井総支部	武井 正明	会計責任者の氏名	和田 好美	高田 守	R4. 11. 3
社会民主党立川総支部	佐藤 孝慈	代表者の氏名	佐藤 孝慈	矢島 重治	R4. 11. 3
社会民主党練馬総支部	田代 尚子	代表者の氏名	田代 尚子	横田 譲	R4. 11. 3
自由民主党荒川総支部	志村 博司	主たる事務所の所在地	荒川区東尾久2-4-8	荒川区西尾久3-2-0-3	R4. 10. 21
		代表者の氏名	志村 博司	崎山 知尚	R4. 10. 21
		会計責任者の氏名	井口 真弓美	瀬田 茂道	R4. 10. 21
自由民主党東京都参議院選挙区第六支部	佐山 晃子	会計責任者の氏名	中平 大開	尾木 敦子	R4. 11. 22
立憲民主党東京都総支部連合会	長妻 昭	主たる事務所の所在地	千代田区永田町1-1-1-1	千代田区平河町2-1-2-4	R4. 11. 1
立憲民主党東京都第6区総支部	落合 貴之	会計責任者の氏名	下野 克治	奥田 久仁夫	R4. 11. 1

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
青木博子後援会	青木 博子	会計責任者の氏名	和田 秀巳	神田 利子	R4. 9. 1
晃子会	佐山 晃子	政治団体の名称	晃子会	生稲あきこ後援会	R4. 11. 22
		主たる事務所の所在地	千代田区永田町2-1-1	港区白金6-1-7-6	R4. 11. 22
		会計責任者の氏名	中平 大開	尾木 敦子	R4. 11. 22
新しい市政を創る会	井口 信治	主たる事務所の所在地	東久留米市滝山6-2-1-4	東久留米市南沢5-1-8-50	R4. 11. 8
		代表者の氏名	井口 信治	篠宮 孝	R4. 11. 8
いがらし応援団	五十嵐 将雄	主たる事務所の所在地	西東京市向台町4-3-4-0	西東京市田無町2-2-2-11	R4. 11. 18

内田圭祐、誰やねんの会	内田 圭祐	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R4. 9. 30
岡田みほ後援会	武井 悦子	主たる事務所の所在地	渋谷区恵比寿西2-19-9	渋谷区代官山町17-1	R4. 11. 1
きたみまさし後援会	北見 昌士	会計責任者の氏名	北見 昌士	小川 和代	R4. 11. 1
木村基成後援会	木村 基成	主たる事務所の所在地	杉並区井草1-15-14	世田谷区赤堤3-30-3	R4. 11. 18
KiriKiriクラブ	中野 ひとみ	政治団体の名称	KiriKiriクラブ	都民ファーストの会桐山ひとみ後援会	R4. 11. 14
小金井をおもしろくする会	水谷 多加子	主たる事務所の所在地	小金井市東町4-30-13	小金井市東町3-8-16	R4. 10. 23
		代表者の氏名	水谷 多加子	白井 亨	R4. 10. 23
古城まさおにエールを送る会	古城 将夫	主たる事務所の所在地	新宿区大京町24	新宿区大京町22-3	R4. 9. 17
しながわ明日の元気を届ける会	佐藤 高	主たる事務所の所在地	品川区大井1-11-1	品川区北品川1-30-4	R4. 11. 22
		代表者の氏名	佐藤 高	石田 秀男	R4. 11. 22
清水良平後援会	清水 良平	主たる事務所の所在地	墨田区亀沢1-5-4	江東区深川2-16-23	R4. 10. 27
自民クラブ	島崎 孝	主たる事務所の所在地	東久留米市下里1-15-6	東久留米市新川町2-3-4	R4. 11. 1
		代表者の氏名	島崎 孝	島崎 清二	R4. 11. 1
		会計責任者の氏名	當麻 一哉	野島 武夫	R4. 11. 1
墨田区を良くする会	清水 良平	政治団体の名称	墨田区を良くする会	江東区を良くする会	R4. 10. 27
		主たる事務所の所在地	墨田区亀沢1-5-4	江東区深川2-16-23	R4. 10. 27
田の上いくこと共に立ち上がる会	西澤 郁子	政治団体の名称	田の上いくこと共に立ち上がる会	都民ファーストの会田の上いくこ後援会	R4. 11. 11
千代田維新の会	野沢 哲夫	政治団体の名称	千代田維新の会	のざわ哲夫政経研究会	R4. 11. 11
		主たる事務所の所在地	千代田区一番町23-2	港区浜松町1-14-10	R4. 11. 11
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R4. 11. 11
つじの栄作後援会	辻野 栄作	主たる事務所の所在地	小金井市東町4-8-17	千代田区九段北1-4-4	R4. 11. 15
てらだはるか後援会	寺田 陽香	代表者の氏名	寺田 陽香	東本 久子	R4. 11. 16
東京都館商団体政治連盟	浅野 哲哉	代表者の氏名	浅野 哲哉	山縣 正	R4. 3. 6

		会計責任者の氏名	中田 秀人	増田 茂	R4. 3. 26
とぐちただし後援会	渡口 禎	政治団体の名称	とぐちただし後援会	渡口禎後援会	R4. 11. 14
都民ファーストの会	森村 隆行	代表者の氏名	森村 隆行	伊藤 悠	R4. 11. 5
都民ファーストの会東京都議団	瀧口 学	主たる事務所の所在地	荒川区東日暮里4-20-7	文京区大塚5-20-5	R4. 11. 5
		代表者の氏名	瀧口 学	増子 博樹	R4. 11. 5
みんなで日本を良くする会	落合 貴之	会計責任者の氏名	下野 克治	奥田 久仁夫	R4. 11. 1
山田としお後援会	中島 邦彦	代表者の氏名	中島 邦彦	武藤 明博	R4. 11. 4
米川大二郎後援会	米川 大二郎	政治団体の名称	米川大二郎後援会	都民ファーストの会米川大二郎後援会	R4. 11. 6

●東京都選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七
 七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつた
 で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公
 表する。

令和五年三月二十日

東京都選挙管理委員会

1 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
新しい市政を創る会	井口 信治	R4. 11. 8
あらい健後援会	志村 寛	R4. 10. 26
内田圭祐、誰やねんの会	内田 圭祐	R4. 11. 21
大谷としき後援会	大谷 俊樹	R4. 11. 9
仁公会	仁平 公昭	R4. 10. 30
スパイ防止法制定促進三多摩会議	横倉 舜三	R4. 11. 1
都民ファーストの会江戸川区第2支部	西澤 郁子	R4. 10. 17
都民ファーストの会葛飾区第一支部	米川 大二郎	R4. 11. 6
都民ファーストの会世田谷区第二支部	木村 基成	R4. 10. 31
都民ファーストの会西東京市第一支部	中野 ひとみ	R4. 10. 31
服部のりみち後援会	服部 至道	R4. 11. 14
馬場裕子後援会	馬場 裕子	R4. 10. 31
ユニバーサル社会クリエイ党	高澤 大介	R4. 11. 1

●東京都選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
等を次のとおり公表する。

令和五年三月二十日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
青木 仁美	区議会議員	あおきひとみ後援会	新宿区山吹町366-1	R4. 11. 1
茜ヶ久 舞 保	区議会議員	都民ファーストの会あかねがくぼ舞後援会	杉並区荻窪4-20-18	R4. 11. 8
天野 雄太	区議会議員	天野雄太後援会	大田区鶴の木3-2-17	R4. 11. 4
江越 雄一	区議会議員	えごし雄一を励ます会	千代田区富士見1-2-19	R4. 11. 24
大谷 俊樹	市議会議員	大谷としき後援会	国立市富士見台3-2-4	R4. 11. 10
岡野 厳樹	区議会議員	岡野げんき後援会	荒川区南千住2-31-6	R4. 11. 7
小部山 吉則	区議会議員	小部山よしのり後援会	渋谷区幡ヶ谷2-8-10	R4. 11. 7
甲斐 麻莉子	区議会議員	かいまりこ後援会	墨田区錦糸2-4-6	R4. 11. 1
嘉手納 真樹	市議会議員	かてな真樹とまんまるの会	昭島市昭和町2-7-14	R4. 11. 7
金子 ひとみ	市議会議員	金子ひとみ 励ます会	羽村市小作台4-7-12	R4. 11. 16
川崎 善友	市議会議員	川崎よしとも後援会	福生市熊川1393	R4. 11. 24
川畑 綾子	区議会議員	川畑あやこ後援会	文京区小日向2-3-6	R4. 10. 27
川畑 善智	区議会議員	中央区のこれからを考える会	中央区東日本橋1-11-14	R4. 11. 15
黒飛 亜妃子	区議会議員	林あきこ後援会	江戸川区清新町1-1-1	R4. 11. 1
小林 悠	区議会議員	根本ゆう後援会	港区台場1-3-4	R4. 11. 23
齋藤 尚哉	区議会議員	齋藤尚哉後援会	北区赤羽南2-3-11	R4. 11. 27
齋藤 利華	区議会議員	齋藤りか後援会	杉並区清水3-18-8	R4. 11. 24
佐藤 愛	区議会議員	佐藤あい後援会	足立区梅田7-11-3	R4. 11. 7
佐藤 佐知子	区議会議員	木村さちこ後援会	台東区上野3-14-2	R4. 11. 21

佐山	晃子	参議院議員	晃子会	千代田区永田町2-1-1	R4. 11. 22
澤田	恵巳子	区議会議員	沢田えみこ後援会	品川区大井4-5-2	R4. 11. 22
白石	さと美	区議会議員	白石さと美後援会	港区麻布十番1-11-16	R4. 11. 22
吹田	英駿	区議会議員	吹田ひでとし後援会	練馬区中村3-34-5	R4. 11. 25
鈴木	美香	区議会議員	鈴木美香後援会	千代田区四番町9-8	R4. 11. 11
鈴木	由美	区議会議員	鈴木ゆみ後援会	大田区仲六郷1-37-7	R4. 10. 27
関	薫子	市長	関薫子後援会	小金井市本町6-13-15	R4. 11. 11
高橋	政美	市議会議員	高橋まさみを励ます会	小平市小川町1-2267-20	R4. 11. 3
田中	エリカ	区議会議員	田中えりかの会	千代田区六番町6-4	R4. 11. 1
田中	裕史	区議会議員	タナカヒロシ後援会	中野区白鷺2-13-31	R4. 11. 8
玉正	彩加	市議会議員	玉正さやかとはつらつ会議	八王子市本町3-4	R4. 11. 4
土本	貫太	区議会議員	土本かんた後援会	世田谷区野沢1-16-17	R4. 11. 4
寺嶋	壮志	市議会議員	寺嶋たけし後援会	国分寺市東恋ヶ窪2-3-1	R4. 11. 1
寺田	陽香	区議会議員	てらだはるか後援会	杉並区宮前5-9-22	R4. 11. 16
西崎	風香	区議会議員	西崎ふうかと歩む会	豊島区池袋3-3-3	R4. 10. 31
野口	中央	市議会議員	野口なかお後援会	府中市押立町2-30-1	R4. 11. 21
長谷川	真弓	市議会議員	長谷川まゆみ励ます会	青梅市河辺町1-906-4	R4. 11. 15
濱	陽子	区議会議員	はまよう子を励ます会	目黒区鷹番2-17-20	R4. 10. 28
春山	明日香	区議会議員	春山あすか後援会	千代田区平河町2-4-16	R4. 11. 25
久水	勝人	区議会議員	みんなでつくろう楽しい杉並	杉並区堀ノ内1-27-5	R4. 11. 21
本多	敬正	区議会議員	本多たかまさ後援会	大田区千鳥3-9-5	R4. 11. 1

水石 明	市議会議員	みずいしあきら翠明会	三鷹市下連雀1-2-27	R4. 11. 3
百川 一郎	区議会議員	ねりま経政クラブ	練馬区平和台3-23-14	R4. 11. 30
八田 康二	市議会議員	やつだこうじ励ます会	清瀬市野塩3-39-13	R4. 11. 1
矢野 桂太	区議会議員	矢野けいた後援会	渋谷区代々木4-50-8	R4. 11. 7
弓矢 潤	区議会議員	弓矢じゅん後援会	台東区寿3-21-8	R4. 11. 11
渡邊 真大	区議会議員	渡辺まさひろ後援会	練馬区貫井1-39-2	R4. 11. 19

●東京都選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年三月二十日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
五十嵐 将雄	いがらし応援団	主たる事務所の所在地	西東京市向台町4-3-40	西東京市田無町2-2-11	R4. 11. 18
木村 基成	木村基成後援会	主たる事務所の所在地	杉並区井草1-15-14	世田谷区赤堤3-30-3	R4. 11. 18
古城 将夫	古城まさおにエールを送る会	主たる事務所の所在地	新宿区大京町24	新宿区大京町22-3	R4. 9. 17
辻野 栄作	つじの栄作後援会	主たる事務所の所在地	小金井市東町4-8-17	千代田区九段北1-4-4	R4. 11. 15
渡口 禎	とぐちただし後援会	政治団体の名称	とぐちただし後援会	渡口禎後援会	R4. 11. 14
中野 ひとみ	KiriKiriクラブ	政治団体の名称	KiriKiriクラブ	都民ファーストの会桐山ひとみ後援会	R4. 11. 14
西澤 郁子	田の上いくこと共に立ち上がる会	政治団体の名称	田の上いくこと共に立ち上がる会	都民ファーストの会田の上いくこ後援会	R4. 11. 11
野沢 哲夫	千代田維新の会	公職の種類	区議会議員	衆議院議員	R4. 11. 11
		政治団体の名称	千代田維新の会	のぞわ哲夫政経研究会	R4. 11. 11
		主たる事務所の所在地	千代田区一番町23-2	港区浜松町1-14-10	R4. 11. 11
米川 大二郎	米川大二郎後援会	政治団体の名称	米川大二郎後援会	都民ファーストの会米川大二郎後援会	R4. 11. 6

●東京都選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年三月二十日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
大谷 俊樹	大谷としき後援会	R4. 11. 9
服部 至道	服部のりみち後援会	R4. 11. 14
馬場 裕子	馬場裕子後援会	R4. 10. 31

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年三月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

青梅市新町五丁目十三番四並 福生市加美平二丁目十四番
びに同番五及び同番八の各一 一号
部、同番九並びに同番十 株式会社山一建設
代表取締役 山野井 優

国分寺市西町一丁目二十一番 西東京市芝久保町四丁目二
四及び同番四十三から同番四 十六番三号
十五まで 株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

青梅市新町四丁目三番八 練馬区石神井町二丁目二十
六番十一号 一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

都市計画事業の事業計画の変更について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和五年三月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の 別表のとおり
種類及び名称

二 施行者の名称 東京都
 三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号
 四 事業地の所在 別表のとおり
 別表

都市計画事業の種類及び名称 事業地の所在 事業認可の告示 所管事務所

平成元年建設省告示第千四百十五号東京都計画公園事業第五・六・十五号芝公園
 港区芝公園四丁目地内
 令和五年二月二十日
 日関東地方整備局告示第三十七号

平成十年建設省告示第十九号東京都計画公園事業第八・四・四号清澄公園
 江東区清澄二丁目及び清澄三丁目各地内
 令和五年二月二十日
 日関東地方整備局告示第三十八号

平成三十年関東地方整備局告示第百六十五号東京都計画公園事業第五・六・二十号祖師ヶ谷公園
 世田谷区成城九丁目地内
 令和五年二月二十日
 日関東地方整備局告示第三十九号

平成二年建設省告示第千五百五十五号東京都計画公園事業第七・五・十四号赤塚公園
 板橋区赤塚四丁目及び赤塚五丁目地内
 令和五年二月二十日
 日関東地方整備局告示第四十号

平成二十九年関東地方整備局告示第百六十七号町田市計画緑地事業第二号大
 町田市相原町字細豊、字牛田及び字大北地内
 令和五年二月二十日
 日関東地方整備局告示第四

戸緑地 十一号
 平成二十五年関東地方整備局告示第九十三号東村山都市計画公園事業第五・五・三号六仙公園
 東久留米市中央町三丁目地内
 令和五年二月二十日
 日関東地方整備局告示第四十二号
 西部分公園緑地事務所

東京都指定給水装置工事事業者の指定について
 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二
 第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。
 令和五年三月二十日
 東京都水道局長 古谷ひろみ

指定番号	商号	代表者	住所	指定年
一〇五三	スイレン株式会社	杉本直樹	東大和市狭山四丁目千四百五十一番地の七	令和五年二月二十日
一〇五三	株式会社 諸星設備	直哉	八王子市中野上町五丁目二十六番八号	同日
一〇五三	株式会社 KJF	鹿島友香	多摩市鶴牧四丁目一番地十七ー四	同日
一〇五三	株式会社 鈴木	弘宗	埼玉県入間	同日

九 鈴木設備 市小谷田三丁目一番九号

一〇五四 株式会社 創日 山下隆治 神奈川県相模原市緑区鳥屋八百六十九番地四一二F

一〇五四 有限会社 セツビ克蘭 高月元信 埼玉県草加市瀬崎六丁目二十一番二十四号

一〇五四 トータルサポート 井上浩二 大阪府大阪市平野区瓜破東八丁目四番十四号

一〇五四 室塚住建 室塚道 町田市野津田町千四百七十五番地八

一〇五四 株式会社 AQUITY 田島洋介 稲城市若葉台二丁目十二番地H一六〇四

一〇五四 株式会社 櫻設備 酒井雄一 練馬区羽沢二丁目十八番三一〇七号

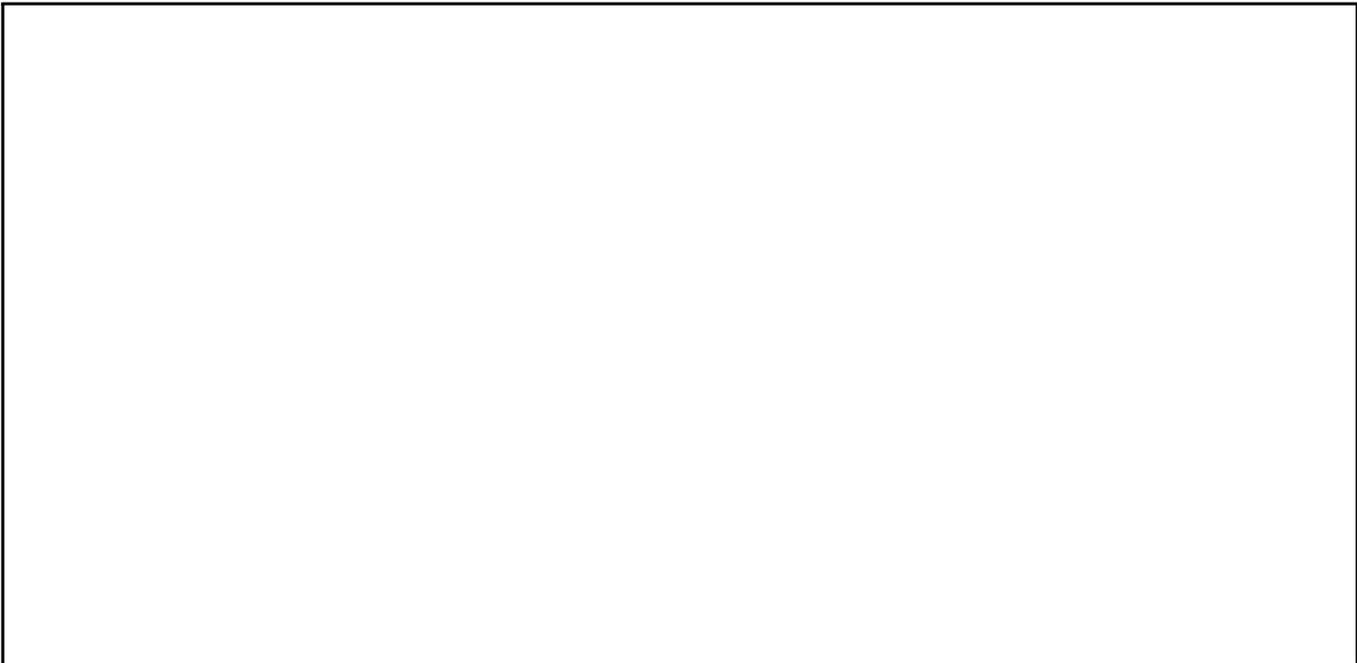
一〇五四 株式会社 西設 西座丘人 品川区豊町四丁目十九番八一〇五号

一〇五四 株式会社 奥山水工 奥山芳徳 昭島市田中町二丁目六番十号

一〇五四 株式会社 師田 昭洋 足立区東和

同日

<p>八 良心サー ビス 五丁目九番 二十一ー五 〇三号</p> <p>一〇五四 株式会社 由井 力 ファイブ トライフ 神奈川県海 老名市大谷 南三丁目三 千六百一 番 地一 同日</p> <p>一〇五五 SHOJ 井田 浩嗣 UN株式 会社 世田谷区大 原一丁目三 十五番二十 号 同日</p>	<p>東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に ついて</p> <p>水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の 七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次 のとおり事業の廃止の届出があった。</p> <p>令和五年三月二十日</p> <p>東京都水道局長 古 谷 ひろみ</p> <p>指定番号 商号 代表者 住所 廃止年 月日</p> <p>七九三三 明珍工業 明珍 裕典 世田谷区船 橋六丁目十 三番九号 令和四年 二月十二 日</p> <p>九七九〇 株式会社 河北 裕介 愛知県名古屋 アズクリ 屋市千種区 エイテイ 内山三丁目 三十一番二 十号今池N Mビル四階 同年十一 月一日</p> <p>二二二〇 有株式会社 荒井 政美 豊島区南長 荒井工業 崎六丁目二 十九番十号 同月三十 日</p>	<p>八〇五八 設備設計 宮川 友子 葛飾区亀有 ミヤカワ 三丁目二番 令和五年 一月二十 五ー六〇六 号ラ・プリ 五日</p> <p>五七九二 森住環境 森 大二 板橋区新河 工房 岸二丁目十 九番二十一 号リネスビ ル三〇二 同日</p> <p>八七三四 有株式会社 高村 晴喜 江戸川区西 登坂設備 瑞江三丁目 十九番地十 ウエルズ二 一瑞江パー ト一A号室 同日</p> <p>八一一四 東京ヒール テング株 式会社 保坂 民治 渋谷区恵比 寿二丁目二 十五番十一 号 同年二月 十七日</p> <p>九八四一 良心サー 師田 昭洋 足立区新田 ビス 三丁目三十 五番二十一 三二八号 同月二十 五日</p>	<p>東京都指定給水装置工事事業者の事業休止に ついて</p> <p>水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の 七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次 のとおり事業の休止の届出があった。</p> <p>令和五年三月二十日</p> <p>東京都水道局長 古 谷 ひろみ</p> <p>指定番号 商号 代表者 住所 休止年 月日</p> <p>七三三二 共同ネッ 石川 順一 江東区住吉 令和五年 同日</p>	<p>一〇一五 トワーク 株式会社 株式会 社 太齋かをり 二丁目八番 十五号 二月七日</p> <p>四 株式会社 杉並区井草 みやび設 四丁目三番 備 二十号セン チュリー小 斐二〇二号 同日</p>
---	--	--	--	--



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

